



発行所 山梨県手をつなぐ育成会
発行責任者 宮城 隆
事務局 〒407-0046
山梨県韮崎市旭町上條南割3561-1
みだい寮内
電話 055-285-4292
FAX 055-285-4293
メール:yamanashi-ikuseikai@cpost.plala.or.jp



「どうなる成年後見人制度」

山梨県手をつなぐ育成会

副会長 杉 山 浩 子

成年後見制度については、国の有識者会議「成年後見制度利用促進専門家会議」で議論され、内容は幾度か「元気の出る情報・交流誌手をつなぐ」で掲載されてきました。

その有識者会議では、検討すべき項目として、後見人を選任すると原則やめられない仕組みを見直し、相続などの課題が解決したあとはやめられるようにすることや、期間を定めて利用できるようにすることを挙げています。また、利用者が適切な保護を受けられるように状況に応じて後見人を交代できるようにすることや、後見人に支払う報酬なども検討が必要だとしています。

現状の成年後見制度は原則として、本人が亡くなるまで利用が継続します。一時的な利用はできないため、相続手続きや不動産の売却が完了しても利用の停止ができず、後見報酬などの負担が続いてしまいます。もしピンポイントで成年後見人へ依頼することが可能になれば、成年後見制度が利用しやすくなると思います。また、現状の成年後見制度では一度選任された成年後見人を交代することは容易ではありません。この制度は本人と選任された後見人にとって「終わりのない後見制度」となっています。そこで、専門性の高い手続きは（財産の売買や相続など）弁護士や司法書士などの専門職が手続きして、本人が必要とする日常生活上の身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じて本人に寄り添う（わたしが望む後見人の職務です）後見人に交代できるようにする。このように必要な時に後見制度を利用する。そして後見制度の利用を辞めた後の本人の暮らしを見守り支える仕組みについては国と地方自治体がしっかりと連携を図って、日常生活のサポートを可能にする仕組みを整えていくなにより柔軟に後見人の選定や交代を行うことが可能になり成年後見制度が利用しやすくなると思います。このことについて、国が令和10年度を目指し、法律の整備を決めたことにより、成年後見制度も一歩前進していきます。そして「親あるうち、親なき後」本人の権利が守られ本人の望む地域で穏やかな暮らしが出来ることを願っています。

令和6年度山梨県手をつなぐ育成会書面定期総会の報告

新型コロナウイルス感染症等は制限が緩和されましたが、未だ予断の許されない状況です。令和6年度山梨県手をつなぐ育成会総会も書面をもっての総会となりました。皆様のご協力に感謝いたします。意義や反対の意思表示はありませんでした。令和6年度は5月31日（4月24日付け通知により）をもって「定期総会資料」原案通りに各議案は承認されたこととします。

山梨県手をつなぐ育成会役員

（任期：令和6年度 定期総会から 令和8年度定期総会まで）

会長 宮城 隆

副会長兼会長代行 杉山浩子

副会長 越水眞澄

市町村・地域育成会会長

越水眞澄（甲府市）

渡邊勝義（富士北麓）

杉山浩子（韮崎市）

前田修次（峡中）

部会長

前田修次（育精家族会）

杉山浩子（学校部会）

（運営委員）

宮城 隆

杉山浩子

越水眞澄

高橋敏夫

渡邊勝義

前田修次

大塚ちおり



このようなお困り事に
心当たりがある方に…

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…
他人の物を壊してしまった…
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの
あんしん保険

少額短期健康総合保険(商品形態)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの
こども傷害保険

障別補償補償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

弁護士が
全面的に
サポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

[2021年4月作成 21-TC00392]

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
0120-322-150 平日9時～17時/土日・夜日・年末年始を除く
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

 ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号